

# Weekly Report

第623日号  
令和3年10月25日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 来年から適用の「短期退職手当等」の取扱い

今年度税制改正により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である方に対する退職手当等を「短期退職手当等」として、退職所得金額の計算方法が改正されます(令和4年分以後の所得税に適用)。

### ◆短期退職手当等の退職所得金額の計算方法

会社から退職手当等の支払いを受けた場合、退職所得金額は退職手当等の収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額(勤続年数20年までは1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円)を控除した残額の1/2とされています【(退職手当等－退職所得控除額)×1/2】。

また、特定役員退職手当等(役員等勤続年数が5年以下)は1/2とする措置は適用されません。

来年からは、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下(短期勤続年数)の方に対する短期退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合、その超える部分は1/2課

税の適用が受けられません【150万円＋{短期退職手当等－(300万円＋退職所得控除額)}】。

### ◆「短期勤続年数」に該当するか否かの判定

短期勤続年数は、退職日までの勤務期間のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数(1年未満の端数は1年に切り上げ)が5年以下である場合が該当しますが、勤務期間に役員等として勤務した期間がある場合は、その期間も含めて短期勤続年数に該当するか否かを判定します(退職所得控除額の計算は役員等勤続期間含まず)。

なお、短期退職手当等の取扱いは、「収入すべきことが確定した日(退職した日)」が令和4年1月1日以後の場合に、適用されます。

## 11月は「下請取引適正推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の普及・啓発が集中的に行われます(今年度の標語は「トラブルの未然防止に 発注書面」)。

下請法では、親事業者に発注時の書面交付など4項目の義務や、著しく低い代金を定める「買ったとき」など11項目の禁止行為を定めています。

なお、本年3月をもって消費税転嫁対策特別措置法が失効しましたが、失効前に行われた消費税の転嫁拒否行為は、失効後も調査・指導・勧告の対象となります。また、失効後に行われた転嫁拒否行為は独占禁止法違反又は下請法違反として対処するとしています。

## 雇調金特例等の期限を来年3月まで延長

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置は、累計で4兆円を超える支給額となっています。

厚労省は、雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金について、本年11月末までとなっている期限を来年3月まで延長した上で、現在実施されている措置内容は本年12月末まで継続する予定です。

なお、来年1月以降の措置内容については、「経済財政運営と改革の基本方針」に沿って検討し、来月中に公表するとしています。